

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	5	担当課	森林整備課
法令名	地すべり等防止法	根拠条項	34 - 1	不利益処分の種類	工事原因者に対する工事の費用の負担命令	
<p>都道府県知事は、他の工事又は他の行為により自ら施行する必要を生じた地すべり防止工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。</p>						